



414
A 1692

考
西の百二十九号
大正十一年四月



大阪何れ日本政府債券局の
別看考
目録表の
見書

一
金
一
金
一
金

スウチウキ
金
一
金
一
金

西の百二十九号
大正十一年四月

大正十一年四月
贈

妹はまき方なむらぬ

古くは海防御たる者せしと云くは料
口百石の物も皆悔路なき

一巻附十五百斤の内二方斤と和曆二月の
末より御まき方を御しお女にまき方あり
併し百斤に御まき方あり物是

長岡君より格別の頼りありて高尾の
同様に巻御の御看も是なり極め成
極む方なりと云ふ御看なり

但巻御の御まき方の内は御まき方

又一月の御まき方と御看目大御まき方

一十方なるかゝる御看目御看目限ありと云ふ

カリフォルニア銀九十二本 毎本五十二兩

但此天候之白銀
計ありて七十五兩銀

横濱より口銀三百九十四兩八七セド
カ散より口銀六百九十四兩八七セド

英計ハ格方ありて三才七洋銀

四十六セド

中々日本政府の爲に余軍横濱に於て
常米の爲は御主人の御看せり

中價を察知するに日本直交の日
此處のありて是れは上と下は日本直交

此物よりあるは御主人の御看せり
此物よりあるは御主人の御看せり
オノ言に無味利かあるは御主人の御看せり
カリフォルニア銀三百九十四兩八七セド
コレニヤカ金の代りてあるは御主人の御看せり

送るに銀元を以ては認めた者す
但し上海銀元は十兩洋銀に等し
此物と云ふは、存案のロンドンに
たゞ及ばず其他の金銀目元を以て
認むすべし然し貸付の
お認め入る附書は、借入の
一、貸付の借入の借入へは、令るお認め

たのめ

一、銀持たすに本

此價は、万両の銀元を以て

一、金持たすに本

此價は、万両の銀元を以て

お認め

お認め入る附書は、借入の借入へは、令るお認め



